

## 社会福祉法人 明倫福社会

### 女性活躍推進法及び次世代育成支援対策推進補に基づく一般事業主計画

女性が活躍でき、全職員が仕事と子育てを両立させることができる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 令和4年4月1日 ～ 令和9年3月31日

#### 2 目標と取組内容・実施時期

目標1 仕事と家庭の両立を前提としたキャリアイメージ形成に向けて、新入職員を対象とした研修を年に1回実施する（女性活躍推進法対応）

〈取組内容〉

- ・令和4年4月～ 法人のワーク・ライフ・バランス推進方針、育児・介護にかかわる制度について事業所内に掲示する
- ・令和4年7月～ 入職時研修において、仕事と家庭の両立に関わる制度や法人の考え方をどのように新入職員に伝えるか検討する
- ・令和4年10月～ 新入職員に対し、上記内容を取り入れた研修を実施する

目標2 計画期間内に2人以上の男性職員が育児休業を取得する（次世代育成支援対策推進法対応）

〈取組内容〉

- ・令和4年4月～ 育児休業制度について事業所内に掲示する
- ・令和4年10月～ 育児休業の取得を希望する男性職員を対象とした制度の説明会を実施する